

住生活基本計画(全国計画)の変更(案)に関する意見

2016年2月 ARCH 作成

意見1

(該当箇所)

(p.3)冒頭、第1の前

(意見)

現計画(平成23年3月15日)には、「はじめに」において、施策の基本的な方針として、施策の意義が書かれている。本計画案においても、同様の項を立て、施策の意義、理念を記述するほうが良い。その際には、下記意見4で述べるように、住宅とは社会的包摂の重要な要素であり、装置でもあると、位置付けてほしい。

(理由)

計画の冒頭で、法の理念、その意義、計画の位置付け、および目標などを明らかに示すべきだと考えるため。

意見2

(該当箇所)

(p.3)冒頭、第1の前

(意見)

本計画の目的である「住生活の安定の確保および向上の促進」を目指すに当たって、住生活の基本となる安定した住宅を持たない人々に対し、国および地方公共団体がどのような責務を果たすべき/果たしうるのかという理念のありかたについて、ぜひ英国の住宅法(Housing Act 1996, Part VII)を参照されたい。

(理由)

英国住宅法は、子持ち世帯や高齢者・若年者などの「優先ニード」を持ち、ホームレス状態にある世帯に対して、地方自治体が恒久的な住宅を提供することを義務化している。こうした地方自治体の責務が、特に「住宅法」に明記されているという事実は、わが国の住宅セーフティネットを考えるにあたり、参照する意義があると考えられる。

意見3

(該当箇所)

(p.3)第1(1)住生活をめぐる現状と今後10年の課題

(意見)

第1(1)の部分に目標3の「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」について、現状と課題をまとめて書いてほしい。

(理由)

目標1、2に関してはまとめられているが、目標3については記述が拡散しており不十分である。

意見4

(該当箇所)

(p.3)第1の(1)住生活をめぐる現状と今後10年の課題

(意見)

第1(1)の部分に「ホームレスについて」の項を立てる。

(理由)

まず、住生活基本法の第一条以下にある、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策」に照らし、住宅を持たない、いわゆるホームレス(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、第二条)は、住生活の確保すら出来ていないという点で特別な事象として取り扱うべきだと考える。

本計画案で大きく取り扱われている「住宅セーフティネット」から見ても、同様である。

意見5

(該当箇所)

(p.8)第2の目標2、(p.9)目標3

(意見)

適正家賃を設定し、また生活保護の住宅扶助費と関連させる。

(理由)

議事録(9月)に記されている、委員からの「適正家賃」が本計画に必要ではないかとの意見に賛成である。またこれを生活保護の住宅扶助費と関連させるべきとの主張も計画にとりいれらると良いと思う。

意見6

(該当箇所)

(p.9)第2の目標3、(p.15)第2の目標8

(意見)

アフォーダブル・ハウジングについて、まちの多様性(ダイバーシティ)という観点から記述して欲しい。

(理由)

わが国にはアフォーダブル・ハウジング制度が欠落している。多くの所得階層が共に暮らすための同制度は、今後10年間を対象とする同計画において触れておいてほしい。また意見5の適正家賃の設定は、住宅供給業者への規制誘導にとって、不可欠である。アフォーダブル・ハウジング事業の必要性と可能性について、適正家賃の設定とからめて、記述して欲しい。

意見7

(該当箇所)

(p.9)第2の目標3の(基本的な施策)、(p.15)目標8の(基本的な施策)(3)、(p.18)第4(1)住生活に関わる主体・施策分野の連携の⑤

(意見)

ホームレス問題への対応策としてハウジングファースト・アプローチを記述することを検討して欲しい。

(理由)

ホームレス問題への対応策としてその有効性が伝えられているものにハウジングファースト・アプローチがある。これは住居と同時に必要なサポートを提供するという方法で、従来の過渡的段階的な施設から定住住居へ移行するアプローチに比べて、定着率が良くまたコストも低いと評価されている。住生活基本計画においても、まず適切な住居を提供し、必要な社会的支援サービス(医療、福祉、特に伴走型支援員との関係など)を提供できる環境を関係機関とも調整し整える必要があると考える。

意見8

(該当箇所)

(p.9)第2の目標3

(意見)

低額所得者等の金銭面での困難を抱える層と、金銭面に限らない要因を抱える層、それぞれに対する居住の安定の確保への方針を記述してほしい。

(理由)

「住宅の確保に特に配慮を要する者」の中には、基本的に財政的な理由から住宅の確保が難しい人々と、精神疾患や依存症などの複合的な理由によって支援なしには住宅の確保・居住の継続が困難な人々がいる。特に後者の人々は、大家の理解を得る、訪問ケアを住宅に付随させるなどの対策が必要となる。よって、前者のグループを後者のグループへの施策の方針は異なるはずであると考えます。

意見9

(該当箇所)

(p.9)第2の目標3(基本的な施策)の(2)

(意見)

居住支援協議会の役割は「民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため」とされているが、入居の促進だけでなく、その後の安定した居住の維持を役割として記述してほしい。

(理由)

「住宅確保要配慮者」の中には、入居後に精神疾患など様々な理由で居住生活を維持できない層がおり、住宅を確保したが再度住宅を失ってしまうという事態を繰り返さないためにも、その人たちの長期的な居住の安定を自治体や家主、支援団体などで支えていく必要がある。

意見10

(該当箇所)

(p.9)第2の目標3の(成果指標)

(意見)

毎年のホームレス数に対する供給住居数、可能ならばホームレスになったばかりの層(フロー)、長期間ホームレスの層(ストック)、それぞれに対応した、成果の指標を掲げてほしい。

(理由)

住宅問題としてのホームレス問題にハウジングファースト・アプローチを用いる際に、その有効性を測る指標として、毎年のホームレス数に対する供給住居数、可能ならばホームレスになったばかりの層(フロー)、長期間ホームレスの層(ストック)への、それぞれに対応した供給住居数を概算し、成果の指標として示す。

意見11

(該当箇所)

(p.19)第4の(3)住宅金融市場の整備と税財政上の措置

(意見)

該当箇所では本計画に基づく施策を推進するための税制上の措置について言及があるが、特にホームレス等不安定居住者の居住の安定の確保に資するための税制上の工夫例として、米国ワシントン州の取り組みを参照されたい。

【参考】

菅原翔大ほか(2015)「米国ワシントン州におけるホームレス政策の資金・データ体系:連邦政策と州独自の政策の関係に着目して」日本都市計画学会都市計画論文集 No.50-3, pp.1057-1062

(理由)

ワシントン州では不動産取得時に作成する公的証書の発行手数料(Document Recording Fee)をホームレス支援資金に充てている。これは住宅等の不動産購入者から集めた資金を、住宅のない人々のために使うという社会的意義を持った税制上の仕組みであり、本計画にとって参照する価値のある仕組みであると考えられる。